

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年3月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、佐々木慶一君及び5番、澤山美恵子君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日まで受理した請願は、ありません。

陳情等につきましては、お手元に配付資料のとおりですので御報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手県沿岸南部広域環境組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しておりますので、その概要のとおりですので御覧願います。

---

○

日程第4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長並びに教育長の施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 次に、教育長の演述を求めます。教育長、御登壇願います。

○教育長（沼田義孝君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時04分

---

再 開

午前11時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

---

○

日程第 5 報告第 1号 「大槌町地域公共交通計画」の策定に係る報告について

日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

日程第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について

日程第 9 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦について

日程第10 議案第 2号 大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

日程第11 議案第 3号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第 4号 大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定について

日程第13 議案第 5号 大槌町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第 6号 大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸管理条例の制定について

日程第15 議案第 7号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第 8号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第9号 大槌町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第13号 大槌町学校林設置条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第14号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第15号 大槌町中央公民館安渡分館の管理を行う指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第16号 町道の路線認定及び路線廃止について
- 日程第25 議案第17号 令和3年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて
- 日程第26 議案第18号 令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第27 議案第19号 令和3年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第28 議案第20号 令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第29 議案第21号 令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについて
- 日程第30 議案第22号 令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第31 議案第23号 令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて
- 日程第32 議案第24号 令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 日程第33 議案第25号 令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて
- 日程第34 議案第26号 令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第1号「大槌町地域公共交通計画」の策定に係る

報告についてから日程第34、議案第26号令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで30件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。諮問第1号から第4号並びに議案第2号については町長から、それ以外については総務課長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会において私からは5件の人事案件について提案理由及び内容説明をいたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦については、及川 正委員が本年6月30日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっている状況であります。新たに赤崎仁一氏を委員に推薦し議会の意見を求めるものであります。赤崎氏の住所は大槌町上町4番16号。生年月日は昭和26年4月7日生まれの70歳。任期は本年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

諮問第2号人権擁護委員の推薦については、三浦 一委員が本年6月30日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっている状況にありますが、改めて三浦氏を推薦し議会の意見を求めるものであります。三浦氏の住所は大槌町小槌第26地割124番地6。生年月日が昭和26年11月30日生まれの70歳。任期は本年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

諮問第3号人権擁護委員の推薦については、大萱生修一委員が本年6月30日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっている状況であります。改めて大萱生氏を推薦し議会の意見を求めるものであります。大萱生氏の住所は大槌町上町1番8号。生年月日は昭和33年9月25日生まれの63歳。任期は本年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも適格者と考えております。

諮問第4号人権擁護委員の推薦については、小林孝夫委員が本年6月30日で任期満了となり、後任者が委嘱されるまでの間、その職務に当たっている状況であります。改

めて小林氏を推薦し議会の意見を求めるものであります。小林氏の住所は大槌町吉里吉里2丁目9番26号209。生年月日が昭和30年11月13日生まれの66歳。任期は本年7月1日から令和7年6月30日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについては、沼田義孝教育長が本年3月31日で任期満了となることから、新たに松橋文明氏を教育長に任命したいので議会の同意を求めるものであります。松橋氏の住所は大槌町吉里吉里2丁目9番26号。生年月日が昭和36年6月29日生まれの60歳。任期は本年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和4年大槌町議会3月定例会における人事案件を除く報告1件、議案24件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第1号「大槌町地域公共交通計画」の策定に係る報告については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく大槌町地域公共交通計画の策定について、大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条第2項の規定により、これを報告するものであります。

議案第3号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、条例、規則の公布手続の不備に対する町長の責任を明らかにし、令和4年4月1日から令和4年8月31日までの間における町長の給料を減額するものであります。

議案第4号大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定については、大槌町職員懲戒分限審査委員会を町長の附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、条例を制定しようとするものであります。

議案第5号大槌町教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定については、本年4月1日に公民館業務を教育委員会から町長部局へ移管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき条例を定めるものであります。

議案第6号大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸管理条例の制定については、海岸法第5条第6項の規定により、大槌町吉里吉里漁港海岸浪板地区海岸における海岸保全区域の日常的管理を行うことに関し必要な事項を定めるものであります。

議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例については、本年4月1日から公民館業務を教育委員会から町長部局へ移管するため、所要の改正をするものであります。

議案第8号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、大槌町職員懲戒分限審査委員会条例の制定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第9号大槌町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例については、事務用機器、ソフトウェアの保守に関して長期継続契約の適用を追加すること、その他所要の改正をしようとするものであります。

議案第10号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税に係る未就学児の被保険者均等割額の減額について規定し関係条項について所要の改正をするものであります。

議案第11号、大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、東日本大震災被災者である入居者について、当分の間、収入超過の基準額を21万4,000円から25万9,000円に引き上げることとし、また、東日本大震災被災者である高額所得者に対し、当分の間、住宅明渡し請求を行わないことができることとするため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第12号大槌町公民館条例の一部を改正する条例については、公民館業務を教育委員会から町長部局へ移管するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号大槌町学校林設置条例を廃止する条例については、学校林を廃止し、町有林として一体管理を図るため、大槌町学校林設置条例を廃止しようとするものであります。

議案第14号工事請負契約の締結については、町道臼澤高清水線橋梁整備工事に係る変更契約であります。

議案第15号大槌町中央公民館安渡分館の管理を行う指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び大槌町公民館条例第21条の規定により、本施設を指定管

理者に管理させるため議会の議決を求めるものであります。

議案第16号町道の路線認定及び廃止については、復興事業がおおむね完了したことに伴い、震災前の道路計画における認定路線のうち、不要となる路線を廃止するとともに必要路線を新たに認定するものであります。

議案第17号から議案第20号までは、各会計の令和3年度補正予算であります。

議案第17号令和3年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについては、事業費精査等に伴い歳入歳出予算に3億7,307万5,000円を追加し、歳入歳出総額を124億6,986万3,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加14件、第3条では債務負担行為の補正追加1件、第4条では地方債補正追加1件、変更5件であります。

議案第18号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、診療報酬支払保険者負担金の増により、歳入歳出予算に5,545万8,000円を追加し、歳入歳出総額を17億5,883万円とするものであります。

議案第19号令和3年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、収益的収支は人事異動に伴う人件費の減額と減価償却費増額に伴う補正であります。資本的収支は、建設改良費に係る工事請負費等の減額と、それに伴う企業債収入の減額補正であります。収益的収入及び支出において、支出予定額から709万5,000円を減額し、予定額総額を3億5,620万7,000円とするものであります。また、資本的収入及び支出において、収入予定額から2,416万7,000円を減額し、予定額総額を3,595万4,000円とするとともに、支出予定額から2,631万円を減額し、予定額総額を1億4,398万円とするものであります。第4条では、企業債の変更1件の補正であります。

議案第20号令和3年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、他会計補助金及び人件費、減価償却費等の増減による収益的収支の補正と負担金及び補助金、工事費等執行残に伴う資本的収支の補正であります。収益的収入及び支出ですが、公共下水道事業において収入予定額から920万円を減額し、予定額総額を7億3,797万7,000円に、支出予定額から920万円を減額し、予定額総額を7億4,547万7,000円とするものであります。また、漁業集落排水処理事業において収入予定額に721万1,000円を増額し、予定額総額を2億611万9,000円に、支出予定額に721万1,000円を増額し、予定額総額を2億611万9,000円とするものであります。

さらに、資本的収入及び支出ですが、公共下水道事業において収入予定額から598万4,000円を減額し、予定額総額を3億5,555万3,000円に、支出予定額から598万4,000円を

減額し、予定額総額を4億4,773万8,000円とするものであります。漁業集落排水処理事業において、収入予定額から89万8,000円を減額し、予定額総額を1億2,405万3,000円に、支出予定額から85万1,000円を減額し、予定額総額を7,356万6,000円とするものです。

議案第21号から第26号については、各会計の令和4年度当初予算であります。

議案第21号令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を89億2,000万円と定めるものであります。第2条では債務負担行為8件、第3条では地方債13件であります。

議案第22号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を14億9,750万5,000円と定めるものであります。

議案第23号令和4年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を16億860万8,000円と定めるものであります。

議案第24号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億4,066万7,000円と定めるものであります。

議案第25号令和4年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を収入で3億67万2,000円、支出で3億2,326万1,000円と定めるものであります。資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で9,589万3,000円、支出で2億443万5,000円と定めるものであります。第5条では企業債1件であります。

議案第26号令和4年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を公共下水道事業においては収入で7億3,425万5,000円、支出で3,945万5,000円、漁業集落排水処理事業では、収入で2億593万2,000円、支出で2億593万2,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額は、公共下水道事業においては収入で3億2,242万5,000円、支出で4億8,829万5,000円、漁業集落排水処理事業では収入で2,745万4,000円、支出で7,679万3,000円と定めるものであります。第5条では債務負担行為2件、第6条では企業債1件であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終了いたしました。

皆様にお諮りいたします。

後日予定しております予算特別委員会において、議事のスムーズな進行のため、前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、7日月曜日、午後5時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出してください。

明日4日から7日までは議案思考のため休会とし、8日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午前11時35分